

◎新潟県告示第306号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

令和5年3月24日

新潟県知事 花角 英世

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
刈谷田川（全域）	A	ア
栗ノ木川下流（竹尾揚水機より下流）	D	ア

（注）

- 1 該当類型の欄中「A」及び「D」は、環境庁告示別表2の1の(1)のアの類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。